

第11回瀬田川地域安全協議会 議事概要

日時：令和8年6月25日（木）10:00～11:30

場所：滋賀県甲賀合同庁舎 4A 会議室

本協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨などを受け、「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、水災害を想定した安全なまちづくりについて意見交換等を行い社会全体で洪水・土砂災害に備える「水防災意識社会」を再構築するため、大津・信楽圏域における洪水氾濫や土砂等による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とし、水防法および滋賀県流域治水の推進に関する条例に基づき設置された協議会です。

【出席者】

佐藤 大津市長、	岩永 甲賀市長、
沼田 滋賀県流域政策局長、	竹下 滋賀県大津土木事務所長
谷口 滋賀県甲賀土木事務所長、	梶野 彦根地方気象台長、
有田 大戸川ダム工事事務所長、	柴山 琵琶湖河川事務所長

【主な議事】

- 1) 瀬田川地域安全協議会規約の改定について
 - ・ 滋賀県の組織名が県土整備部に変更されたことによる規約の改正案について事務局より説明があり、改正案は了承された。
- 2) 構成機関による主な取組内容について
 - ・ 令和7年度に行われた取組の主な実施内容について、構成機関から報告があり、進捗確認及び意見交換（取組に関する質疑）を行った。
- 3) 次期5カ年に向けての今後の予定
 - ・ 現在の取組方針が令和8年度を目標としていることを踏まえ、次期5カ年の取組方針設定のための今後の予定について説明があり、了承された。
- 4) 瀬田川および大津・信楽圏域の取組方針（R8.6.25 更新案）
 - ・ 取組機関及び取組項目（取組内容）を実態に合ったものにする取組方針の更新案について事務局より説明があり、更新案は了承された。
- 5) その他情報提供
 - ・ 琵琶湖河川事務所、滋賀県、気象台からの情報提供として、令和8年度ホットライン、豪雨災害に関する意識についてのアンケート結果、中小河川の「洪水浸水想定区域図」と「地先の安全度マップ」の公表、滋賀県防災アプリ、新たな防災気象情報、河川管理者等による氾濫に係る通報、水防活動の担い手確保の取組、「NIPPON 防災遺産」の積極的な活用の紹介について、各機関から説明があった。

【主な発言】

議事（2）瀬田川地域安全協議会規約の改定について

議事（3）構成機関による主な取組内容について

●滋賀県防災アプリについて

<琵琶湖河川事務所>

- ・ 今後の予定で道路情報も反映するとの記載があるが、アプリとしては完成したのか？
何か今後の展開等があるのか？

<滋賀県>

- ・ アプリとしては完成している。これから使っていただいて、御意見を聞いて改良していけたらと考えている。

●簡易量水標設置の取組について

<琵琶湖河川事務所>

- ・ 簡易量水標を設置する場所の考え方や活用方法について、教えていただきたい。

<滋賀県>

- ・ 水害リスクの高い地区の住民と避難計画を検討する中で、水位計のない河川において、避難の目安を設置したいとのご意見をいただき、設置したもの。

●要配慮者利用施設の避難確保計画の策定について

<琵琶湖河川事務所>

- ・ 大津市から取組の報告があったが、甲賀市も順調に進んでいると理解してよいのか？

<甲賀市>

- ・ 要配慮者利用施設の避難確保計画作成、訓練実施ともに 100%の実施状況である。

議事（4）次期 5 カ年に向けての今後の予定

議事（5）瀬田川および大津・信楽圏域の取組方針（R8. 6. 25 更新案）

議題（6）その他情報提供

以 上